

大分県看護師等修学資金貸与制度について（ご案内）

大分県では、看護師・准看護師・保健師・助産師（以下「看護師等」といいます。）を養成する学校もしくは養成所（以下「養成施設」といいます。）に在学中の方で、卒業後、県内の病院・診療所などの対象施設（以下、「対象施設」といいます。）で看護師等として仕事したいと考えている方に、修学を支援する「看護師等修学資金貸与制度」を設けています。

【対象者】

養成施設に在学している方で、卒業後、対象施設において継続して看護業務に従事することが確実であると認められる方。

※上記条件を満たせば、大分県外の養成施設に在学している方も対象となります。また、大分県外の出身者も対象となります。

【主な対象施設】（大分県内の施設に限る）

病床数が200床未満の病院、精神病床数が80%以上を占める病院、診療所など

【貸与額（例）】

看護師修学資金（民間養成施設） 貸与額 36,000円/月

准看護師修学資金（民間養成施設） 貸与額 21,000円/月

【貸与期間】

1年間（連続申請可能）

【申請方法】

毎年度、5月下旬以降に養成施設を通じて募集しますので、必ず養成施設を通じて申請してください。

※大分県庁での直接の受付は行っておりませんのでご注意ください。

※申請にあたっての注意事項

- ・申請にあたっては、連帯保証人2名が必要となります。
- ・申請者全員が必ず貸与を受けられるものではありません。

【返還免除】

卒業後、1年以内に免許を取得し、免許取得後、直ちに対象施設に就業し、引き続き5年間看護師等として業務に従事した場合は、修学資金の返還が全額免除となります。

【返 還】

以下に該当した場合は、貸与を受けた修学資金を、その事由が生じた日から、1月以内に、一括して返還してください。

- ①貸与契約が解除されたとき。
- ②養成施設を卒業した日から1年以内に看護師等の免許を取得できなかったとき
- ③看護師等の免許取得後、直ちに、対象施設において看護業務に従事しなかったとき
- ④返還の免除を受ける前に、業務外の理由により死亡、又は対象施設において業務に従事しなくなったとき